平成２２年（フ）第１２３号
北海道赤平市幸町４丁目４番地
債務者　田畑由美子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６７９号
岩手県一関市宮下町７番８号　ベルサンテＢ202、旧住所名古屋市千種区内山３丁目31番15号　杉浦ビル305
債務者　村上　裕紀
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６８４号
盛岡市厨川２丁目17番11―508号
債務者　髙橋　幸治
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６８５号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第４地割74番地６　海老沼荘７号
債務者　鷹觜　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６８７号
盛岡市前九年２丁目２番26号　ドムールＡ101号、旧住所盛岡市名須川町11番18号
債務者　立花　健治
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４９４号
新潟市中央区関新３丁目３番40号11
債務者　小山　　勲
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９５号
新潟市中央区関南町８番18号
債務者　小山　昭彦
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６３号
新潟市北区早通北５丁目３番45―15号、前住所新潟市北区葛塚4906番地
債務者　長場　光義
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０３号
新潟市東区東中島３丁目８番15号
債務者　上田　浩和
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４５号
新潟市西区真砂３丁目13番15号、前住所新潟市西蒲区曽根247番地２
債務者　小澤　啓介
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１号
新潟県上越市清里区青柳1044番地
債務者　阿部　正孝
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第９６号
新潟県上越市中央５丁目７番34号、前住所新潟県長岡市豊詰町212番地10
債務者　田中　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１０６号
新潟県妙高市白山町２丁目９番16―105号　ナチュラルロー
債務者　常山あゆこ
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１１４号
三重県松阪市石津町26番地
債務者　小川　裕健
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１１７号
三重県松阪市久保町1801番地１　ドエル南郊201号、前住所三重県松阪市嬉野中川町1892番地１
債務者　隈元　　覚
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１１８号
三重県多気郡明和町大字有爾中1241番地９
債務者　梅村　　等
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２０年（フ）第３５５号
香川県東かがわ市湊103番地３
債務者　冨田　和彦
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係